

公布された規則のあらまし

佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 連帯保証人のうち1人は、県内に住所を有する者でなければならないとする規定を削除することとした。（第4条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。